

社会保険 いばらき

7

協会けんぽ主催「働く世代の健康づくり研修会」開催のお知らせ

2019 July
NO.492

- 届出等における添付書類及び署名・押印の取扱い変更について
- 賞与を支払ったら賞与支払届を提出してください
- 「わたしと年金」エッセイ募集のお知らせ
- 年金の相談・申請は事前に予約を



「初夏の鹿嶋神宮」(撮影・鹿嶋市)：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

令和元年度 いばらき健康経営推進事業

働く世代の健康づくり研修会

第3次健康いばらき21プランに基づき、働く世代の健康づくりを推進し、県内事業所の健康経営を支援するために茨城県では「いばらき健康経営推進事業所認定制度」を実施しています。

今年度の「いばらき健康経営推進事業所」の認定基準等について事業説明を行い、健康経営や社員の健康づくりについて理解を深めることで、茨城県内の健康経営普及を図ります。



開催日

令和元年

8月7日(水)

13:30~16:30
(受付13:00~)

場所

茨城県市町村会館
1階 講堂

水戸市笠原978-26

※会場駐車場には限りがあります。
乗り合わせ、公共交通機関利用を
お願いします。

定員

300名

※先着順のお申し込みとなります。

参加費
無料

健康づくり研修会

(事業説明)

「いばらき健康経営推進事業所認定制度」

茨城県

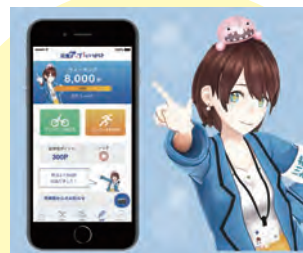
「健康づくり推進事業所認定制度」

全国健康保険協会茨城支部

(講演)

「健康経営：
社員の健康づくりで、
健康な会社、活力ある組織・地域へ」

講師：筑波大学 医学医療系 保健医療学域
教授 山海 知子 氏



(特設ブース)

「元気アップ!リいばらき」コーナー

(講演)

「仕事効率をアップさせるための食事術」

講師：株式会社 タニタヘルスリンク
管理栄養士

主催 / 茨城県 全国健康保険協会茨城支部

後援 / (一社)茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、
茨城県中小企業団体中央会、健康保険組合連合会茨城連合会、茨城労働局、
茨城産業保健総合支援センター

いばらき健康経営推進事業 『働く世代の健康づくり研修会』 参加申込書

当日は FAX 済の本申込書を受付にご提出ください



全国健康保険協会茨城支部

029-303-2100

事業所名 (団体名)			☎
ご加入の 健康保険	協会けんぽ・その他 ()		
フリガナ お名前		様	役職：
フリガナ お名前		様	役職：
フリガナ お名前		様	役職：

当申込書を **7月31日(水)** までに FAX でお送りください



- ※先着順となりますので、定員に達した後にお申し込みをされた場合はご連絡いたします。
- ※当日は駐車場の混雑が予想されます。できる限り乗り合わせて出席ください。
- ※会場駐車場の台数には限りがあります(駐車場は最大100台まで)。公共交通機関等のご利用等にご協力をお願いいたします。
- ※ご記入いただいた情報は当研修会以外の目的で使用することはありません。

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	00111
	平成26年6月25日交付	
	記号 21700023	番号 21
氏名	知野 太郎	
生年月日	平成 元年 5月 10日	
性別	男	
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日	
事業所名称	<input type="checkbox"/> 株式会社	
保険者番号	01010016	
保険者名称	全国健康保険協会 <input type="checkbox"/> 支部	
保険者所在地	<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> - <input type="checkbox"/> - <input type="checkbox"/>	

〈お問い合わせ先〉 企画総務グループ



〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

Tel:029-303-1580

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

日本年金機構からのお知らせ

事業主の皆様へ

届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いの変更について

この度、厚生年金保険の適用事務にかかる事業主等の事務負担の軽減を図る目的から、『「行政手続きコスト」削減のための基本計画』（平成29年6月厚生労働省決定）に基づき、適用事業所が管轄の事務センターまたは年金事務所に提出する届出等における添付書類及び被保険者等の署名・押印等の取扱いが、以下のとおり変更となりました。

○遡及した届出等における添付書類の廃止

下記の表の項番1～4に該当する場合に、届出の事実関係を確認する書類として添付を求めていた「賃金台帳の写し及び出勤簿の写し」（被保険者が法人の役員である場合は、取締役会の議事録等）の確認書類について、今後は事業所調査実施時に確認を行わせていただくため、届出時の添付が不要となりました。

〈確認書類の添付が不要となる対象届書及びケース〉

項番	届書名称	添付を求めていたケース
1	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 厚生年金保険 70歳以上被用者該当届	資格取得年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
2	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届	資格喪失年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
3	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届 厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届	改定年月の初日（1日）が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
4		改定後の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額から5等級以上引き下がる場合

※上記の届書の該当ケース以外は、引き続き届出時に確認書類の添付が必要となります。

○被保険者本人の署名・押印等の省略

下記の表の項番1～4の届書等における被保険者本人の署名（または押印）について、事業主が被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に「届出意思確認済み」と記載した場合は、被保険者本人の署名または押印を省略することが可能となりました。（注）

また、電子申請及び電子媒体による届出においては、事業主が被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に「届出意思確認済み」と記載した場合、委任状を省略することが可能となりました。

（注）被保険者本人の署名（または押印）が省略となった場合であっても、届書等の氏名欄の記入は必要です。届出の際は住民票に登録されている氏名を記入したうえでご提出ください。

〈本人署名・押印等の省略対象の届書等〉

項番	届書名称
1	健康保険被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届
2	年金手帳再交付申請書
3	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届（申出の場合）
4	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届（終了の場合）

※上記の届書以外は、届出時に引き続き申請者本人の署名・押印等が必要となります。

賞与を支払ったら賞与支払届を提出してください。

事業主が被保険者に賞与を支給したときは、支給日より5日以内に「賞与支払届総括表」と「賞与支払届」を提出してください。この届出により標準賞与額と賞与の保険料額が決定されます。標準賞与額は、将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、忘れずに届出をお願い致します。

届出の対象となるもの

期末手当、決算手当、賞与、その他名称を問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものが対象です。なお、年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象となります。

届出用紙等の送付

年金事務所では、賞与支払予定月の前月に、被保険者の氏名、生年月日等を印字した「賞与支払届」の届出用紙等を事業所へ送付しています（詳細は下記のとおりです）。

届出用紙で提出する事業所	「賞与支払届総括表」 「賞与支払届」
電子媒体で提出する事業所	「賞与支払届総括表」 被保険者の氏名・生年月日を収録した CD（希望の場合）

賞与にかかる保険料

実際に支給された賞与額から1,000円未満を切り捨てた額が、「標準賞与額」となります。この「標準賞与額」に健康保険・厚生年金保険の保険料率を乗じて、賞与にかかる保険料額を算定します。保険料は、事業主と被保険者が折半で負担します。

標準賞与額には上限が決められており、健康保険では年度（4月から翌年3月まで）の累計額が573万円、厚生年金保険では1か月につき150万円となっています。同一月内に賞与が2回以上支給された場合は、合算した額で上限額が適用されます。

留意事項

- 資格喪失月に賞与が支払われた場合は、保険料の対象にはなりません。資格喪失日の前日までに支払われた賞与は、健康保険の年度累計の対象となるため、「賞与支払届」の提出が必要になります（保険料はかかりません）。
- 育児休業等による保険料免除期間に賞与が支払われた場合は、健康保険の年度累計の対象となるため、「賞与支払届」の提出が必要になります（保険料はかかりません）。
- 同一月内に同一被保険者に2回以上賞与が支払われた場合は、合算した額を届けてください。
- 70歳以上の被保険者に賞与が支払われた場合は「厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届」を提出してください（様式は一般被保険者と同じ）。
- 賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合も、「賞与支払届総括表」による「不支給」の届出が必要になります。

届書の送付先

「賞与支払届総括表」と「賞与支払届」は、

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階
日本年金機構 埼玉広域事務センター

※封筒に事務センター名と郵便番号を記載するだけでも届きます。

へ送付してください。

詳しくは、年金加入者ダイヤル0570-007-123（050で始まる電話でおかけになる場合は03-6837-2913）または、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構からのお知らせ

令和元年度「わたしと年金」エッセイ募集のお知らせ

日本年金機構は、厚生労働省と協力して毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、さまざまな取り組みを行っています。

この取り組みの一環として、公的年金との関わりを描いたエッセイ「わたしと年金」を募集いたします。公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思っておりますので、ふるってご応募下さい。

募集内容 公的年金の大切さ、応募者ご自身や身近な方と公的年金制度のかかわりなど、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ。

応募資格 中学生以上

募集期間 令和元年6月3日(月)から令和元年9月13日(金)(当日消印有効)

賞 厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選

発表 受賞作品につきましては11月に日本年金機構のホームページに発表します。

後援 厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会及び全国都道府県教育委員会連合会

募集の詳細につきましては、[日本年金機構のホームページ](#)をご覧ください。

年金加入期間の確認や年金受給に関する相談・申請は 事前に予約をしてください。

全国の年金事務所、街角の年金相談センターでは、年金相談の予約を実施しており、お客様にお待ちいただく時間の短縮を図っています。ご予約をいただくことで、お待ちいただくことなくご相談が受けられると同時に、職員が事前に資料を用意してのご対応が可能となります。ご相談を希望される月の1か月前から前日までに、お電話や各年金事務所の窓口で予約を承っておりますので、ぜひご利用ください。

【ご予約のお申込み】

- ◆年金手帳(基礎年金番号通知書)や年金証書など、基礎年金番号のわかるものをお手元に準備してから、予約をお申し込みください。
- ◆お客様のご希望の日時や相談内容をお伝えください。
- ◆予約の状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆年金相談の際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)や年金証書など、相談者本人を確認できる書類が必要です。なお、代理人の方がご相談に来られる場合は、委任状と本人確認ができる書類が必要となります。

来訪相談のご予約は『**予約受付専用電話**』へ



ゴ ヨ ヤ ク ラ
0570-05-4890

050から始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6631-7521

〈受付時間〉 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。